

## 公立丹南病院組合職員の旅費等に関する条例

〔平成11年6月21日〕  
条例第16号

改正 平成17年1月12日 条例第1号  
令和 2年2月14日 条例第2号

公務のため旅行する一般職の職員に対し支給する旅費等に関しては、事務所所在の市町の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。